

# 2013年神奈川県議会 第2回定例会 代表質問質疑概要

(2013年 6月12日)



神奈川県議会議員 しきだ博昭

## 目 次

①知事の政治姿勢について	1
任期折り返しを迎えての感懐について	1
戦没者追悼及び神奈川の塔の整備について	1
②経済の活性化について	2
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区について	2
中核的支援施設の整備について	3
海外戦略について	3
コンセッション方式の導入について	3
③県民の安全・安心の確保について	4
タンDEMマス法によるマス・スクリーニング検査について	4
学校における体罰について	5
犯罪抑止対策について	5
④県政の重要課題について	6
住宅供給公社について	6
障害者雇用について	6
政治参加の促進について	7
インターネット選挙運動解禁に伴う取り組みについて	7
成年被後見人の選挙権行使について	7
政見放送における字幕付与について	7

私は、自由民主党県議団を代表し、通告に従い、順次、質問いたします。

質問に先立ち、一言申し上げます。

「人は強くなければ、生きていけない。しかし、優しくなければ生きる資格がない。」

私の好きな言葉の一つです。

強くなければ、困難を乗り越え、競争を勝ち抜くことも、不正をただすことも、理不尽さを是正することもできません。

優しくなければ、今なお困難の中に暮らす人たちが、障害のある方々、子どもたちやお年寄りに、そっと手を差し伸べることも、あるいは、将来に希望を見出すことのできない若者や、人生の途中で幸せを見失ってしまった人たちの背中を押してあげることもできません。

私たちは、今、災害に強く、犯罪に強く、競争力のある強い神奈川を築くために、そして、医療や福祉の充実が県民の将来への安心をもたらす、子育て支援や教育の振興が子どもたちの未来への希望を育む優しい神奈川を築くために、いわば、“強く、優しい神奈川づくり”に向けて、力を尽くしていくことが求められています。

私たち、自由民主党県議団は、“ミッションとパッション”、すなわち“使命と情熱”を大切に、山積する県政課題の解決に向け、たゆまぬ努力を続けていく決意を、ここに明らかにしておきたいと思えます。

“いつやるか?” “今でしょ!”

“誰がやるか?” “ここにいる私たちでしょ!”

改めて、こう、お訴えし、質問に移ります。

知事、教育長、警察本部長、選挙管理委員会書記長におかれましては、明快なご答弁を、また、議員の皆様には、しばらくの間、ご清聴のほど、よろしく願い申し上げます。

## ① 知事の政治姿勢について

### 任期折り返しを迎えての感懐について

質問の第一は、知事の政治姿勢についてであります。

まず、はじめに、任期折り返しを迎えての感懐について伺います。

2年前の4月、黒岩知事、そして、私たち議員は、それぞれの政策を有権者に訴え、厳しい選挙を経たのち、この議場で向き合うこととなりました。

国難ともいふべき未曾有の被害をもたらした東日本大震災に直面し、知事は、各方面からの出馬要請を“天命”と受けとめ、準備期間のない中、自らの信念と政策を訴え、見事な勝利をおさめられました。

「政治屋は、次の選挙のことしか考えない。

政治家は、次の世代のことを考える。」とされています。

「何になるか」ではなく、「何をするか」が問われていると言えます。

就任から2年が経過した今、様々な思いが脳裏をよぎっておられることと拝察いたします。

改めて、任期折り返しを迎えての感懐について、お伺いいたします。

### 戦没者追悼及び神奈川の塔の整備について

次に、戦没者追悼及び神奈川の塔の整備について伺います。

さきの大戦が終結し、68回目の夏を迎えようとしています。

苛烈を極めた戦火の中、愛する家族や肉親を思い、祖国の行く末を案じつつ異郷の地で無念の最期を遂げられた戦没者の御霊に謹んで哀悼の誠を捧げますとともに、一家の大黒柱を失い、あるいは最愛の我が子を失い、深い悲しみに直面しつつも、年老いた父母をいたわり、遺児を育て、長年にわたり幾多の困難を乗り越えてこられましたご遺族の皆様にご心からお慰めの言葉を申し上げます。

今なお世界では、テロや紛争が後を絶たず、さらには隣国の北朝鮮が核実験を強行するなど、世界の恒久平和を希求する私たちの思いを打ち砕く現状が続いております。

今を生きる私たちは、ご遺族の高齢化に伴う、戦争体験の風化が危惧される中、平和の尊さ、命の大切さ、戦争の悲惨さを次の世代にしっかりと継承していかなければなりません。

広島生まれでもある私は、とりわけ、こうした思いが強く、初当選以来、毎年欠かすことなく、5月10日の戦没者追悼式に出席いたしております。

こうした中、知事は、本年の追悼式をご欠席されました。公務出張が理由であることは、承知いたしておりますが、ご遺族の中には、主催者である知事自ら出席し、戦没者の方々に哀悼の誠を捧げていただきたいとの切実な声も、私たちのところに届いていることをお伝えしなければなりません。

こうしたご遺族の皆様への静かな訴えに、是非、耳を傾けていただきたいと思えます。

また、本県では、毎年、11月26日に、沖縄県糸満市摩文仁の丘の「神奈川の塔」において、「神奈川県南方諸地域戦没者追悼式」を開催しております。

このたび、平成26年度に「神奈川の塔」の整備を行うために、多くの県民に「神奈川の塔」を知っていただくとともに、戦争体験



や平和の尊さを次世代へ継承する取組みを進めるために、基金を設置して寄附を呼びかけることとしております。

ちなみに、本日、6月12日は、「日記の日」とされています。

第2次大戦中、ナチス・ドイツの迫害を逃れたアンネ・フランクが、13歳の誕生日に父から贈られた日記帳に、のちに出版されることとなる『アンネの日記』を書き始めた日にちなんで定められております。

改めて、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、命の尊さを見つめ直し、戦争体験を多くの人々の記憶にとどめ、記録に残していくことの重要性を噛みしめています。

そこで、知事にお伺いいたします。

ご遺族の高齢化により戦争体験の風化が危惧される中、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に伝えていくために、今後どのように戦争体験を継承していくのか、知事の戦没者追悼のご認識とともに、お伺いいたします。

また、「神奈川の塔」の整備に向けて、どのように取り組んでいくのか、あわせて、お伺いいたします。

### 【黒岩知事答弁】

まず、任期折り返しを迎えての感懐についてです。

この2年間は、正直なところ、あっという間だったという感じがいたします。

私は、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を目指し、県政に取り組んでまいりました。

その結果、これまでの取組は間違っていないという確信を得たとともに、これから進めていくべき大きな取組の柱が出来上がったと思っています。

超高齢社会が圧倒的な勢いで進む状況において、この難局を乗り越え、20年後も「いのち輝くマグネット神奈川」であり続けるためには、現在の社会システムでは限界があります。中長期的な視点に立った抜本的な改革を行っていく必要があるということを感じているところであります。

議員ご指摘のとおり、次の世代のことを考え、そうした取組を進めていくことこそが、私に与えられた「歴史的使命」であると認識しています。

そこで、新たなプロジェクトとして、「ヘルスケア・ニューフロンティア」を提案したいと思います。

これは、「最先端医療や最新技術の追求」、そして、「未病を治すという考え方」、この2つのアプローチを融合することにより、「健康長寿」や「個別化医療」の実現を図ろうとするものです。

特に、最先端医療については、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」と「さがみロボット産業特区」を中心に積極的に展開するとともに、医食農同源を始めとする、未病対策についても、全県的に取り組めます。

これらの取組により、超高齢社会を乗り越える「神奈川モデル」を作り、日本、そして、世界を引っ張っていきたくと考えています。さらに、このことは、我が国の成長戦略の一翼を担い、神奈川の経済のエンジンを回すことにもつながるものであります。

こうした「ヘルスケア・ニューフロンティア」の取組を推進することにより、20年後に、「あの時の最先端の取組があったからこそ、いのち輝く神奈川が実現できた。」と評価されるよう、全力を尽くしてまいります。

次に、戦没者追悼及び神奈川の塔の整備についてです。

今日、私たちが享受している平和と豊かさは、祖国の平和と発展、そして故郷の家族を案じながら戦争で命を落とされた、多くの方々の犠牲の上に築かれてきたものであることを、決して忘れてはなりません。

また、最愛の方を失われたご遺族の、癒されることのない深い悲しみと、戦後、長い道

のりを歩んでこられたご苦労は、察するに余りあるものがございます。

私は、県や遺族会主催の戦没者追悼式、そして、沖縄での南方諸地域／戦没者追悼式に出席するたびに、その思いを強くしてきました。

この5月の追悼式は、海外での公務のため、やむを得ず出席できず、大変申し訳なく思っておりますが、戦没者の方々、そして、遺族の皆様に対する私の思いはいささかも変わりはありません。

県は、戦争体験や平和の尊さを次世代に伝える場として、戦没者の方々の遺品や当時の貴重な資料を展示する「かながわ平和祈念館」を、広く県民の皆様にご利用いただいています。

また、戦争を体験された方々が語り部となって、自らの体験やいのちの大切さを語っていただく取組を行っています。

しかしながら、語り部の方々の高齢化も進んでいることから、学校の授業等で活用できるよう、今年度、その貴重な証言をDVDに収録して、全ての小中高等学校に配布していきます。

「神奈川の塔」の整備についてですが、最近では「神奈川の塔」の存在そのものを知らない県民が増えていきます。

そこで、あえて寄附を呼びかけることにより、先の戦争時に、南方諸地域で多くの本県関係者が亡くなられたことを伝え、二度と戦争を繰り返さない平和への誓いを、次世代に継承していこうとするものです。

たとえ少額でも、多くの方々に協力をいただいて、県民の皆様力で整備しようという県民運動を展開していくことに意味があると考えています。

今後、私自身が先頭に立ち、広く県民の皆様へ寄附を呼びかけ、県民運動の気運を高めながら、戦争の悲惨さや平和の尊さを、未来を担う世代に継承する取組を進めてまいります。

#### 【しきだ博昭再質問】

「神奈川の塔」の整備について、県民運動として広く寄附を呼びかけていきたい。そして、戦争体験の継承。こうした取組を進めていきたいというお話がございました。

これまでパンフレットを作成し、各所に配布をして、こういった取組を進めてられますけれども、ともすればこの整備予定額の

全額を寄附で集めていこう。このことが結果として、とりわけ高齢化が進み、また、経済的にいろいろな負担が増してきているご遺族ご関係者の方々に、そういった精神的、経済的な負担感が増してきていることも懸念をしているところでもございます。

そうした意味で、これから26年度の整備に向けて、努力はしてまいります。もしこの寄附が全額集まらなかった場合には、県は整備をしてもらえないのではないか、といった懸念の声、不安の声も私どものところにも届いていることも事実であります。

そこで、こうした不安の声を払拭して、26年度に整備をしっかりとやっていく、こうしたことを、私たちは県民の皆さんとともにこの事業に取り組んでいくんだという姿勢を、具体的に、私は示すべきだと思っているのですが、改めて、この「神奈川の塔」の整備、再整備に向けて、仮に寄附が集まらない場合であっても、県費を投入することも検討しつつ、県が責任を持って着実に事業を行うということ、改めて明言すべきだと私は考えますが、この点について、一点再質問をさせていただきたいと思っております。

#### 【黒岩知事答弁】

「神奈川の塔」については、本来は、全て県費により整備しても何らおかしくない施設であります。

しかし、先ほど申し上げましたように、なるべくより多くの県民の皆さんとともに、この「神奈川の塔」を改善していくということ、これに大きな意味があると、私は考えております。

ただ、こういう厳しい経済状況の中で、目標の3千万円を集めるということは、簡単なことではないとは思いますが、私自身先頭に立って、寄附金集めに努力してまいりたいと思っております。

しかしながら、万が一寄附金が目標額に達しなかったといった場合には、県費を投入いたしまして、この予定していた再整備、これは確実に進めてまいります。

## ② 経済の活性化について

### 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区について

質問の第二は、経済の活性化についてであります。

まず、はじめに、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区について伺います。一点目は、知事の訪米と今後の施策展開につ



黒岩知事

いてであります。

本県が進める「ライフイノベーション特区」における取組みは、ライフサイエンス関連の先進的な研究とともに、欧米のみならず、将来的な市場拡大が期待されるアジアを視野に入れた国際展開が極めて重要と考えます。

こうした中、県では、ライフサイエンス産業の国際戦略を強化するため、今年4月からスタートした「ライフイノベーション国際協働センター」の支援などに取り組んでおります。

こうした国際戦略を軌道に乗せるため、知事は5月にライフサイエンス産業の先進国である米国を訪問し、本県の取組みのPRや海外機関とのネットワークの構築に力を注いだものと理解しております。

一方で、こうしたネットワークの構築はもちろん重要であります。県民や企業が期待しているのは、目に見える成果であり、今回の訪米成果をいかに本県のライフイノベーションの実現につなげていくかが極めて重要であると考えております。

そこで、今回の訪米で得られた成果を、今後の県の施策展開にどのように活かしているのか、伺います。

#### 中核的支援施設の整備について

次に、中核的支援施設の整備について伺います。

「ライフイノベーション特区」を構成する殿町区域では、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・技術などの集積拠点の形成に向け、ここ最近、様々な企業や研究機関の進出が相次ぎ、いよいよ本格的に動き出した感があります。

具体的には、川崎生命科学・環境研究センター（LiSE）、さらに、今後は、ジョンソン・エンド・ジョンソンや国立医薬品食品衛生研究所等の進出も予定されております。

こうした企業や研究機関の集積には強い期待をもっており、県においても、4月から、LiSEへ神奈川科学技術アカデミーが進出し、具体的な研究活動を開始したところであります。

ライフイノベーションの実現を加速させるためには、企業や研究機関の集積が進む殿町区域の特性を活かした県主導による新たな施策展開、具体的には中核的な役割を担う支援施設の整備が重要と考えます。

第1回予算委員会における質疑で、知事からは「県主導で殿町に中核的な支援施設を整備していきたい」という答弁があり、また、この中核的な支援施設に関しては、県緊急財

政対策において、見直しを検討している川崎図書館の機能の一部移転に関する議論もございました。

そこで、この殿町区域における中核的な支援施設の整備について、どのように取り組もうとしているのか、また、川崎図書館の機能の一部移転について、どのように考えているのか、併せて伺い致します。

#### 海外戦略について

次に、海外戦略について伺います。

国際経済の状況を見ると、IMF（国際通貨基金）が4月に発表した世界経済の見通しでは、欧米、日本を含む先進国経済の2013年の実質経済成長率は1.2%に対し、アセアン諸国を含む新興国の成長率は5.3%となっております。

また、民間の調査によると、県内企業の海外進出状況は、2000年の749社から2011年には1262社となっており、特にアジアへの進出企業数は、2011年では、771社にのぼり、全体の6割以上を占めており、アジア展開が主流となっております。

この間、県としても、海外駐在員事務所の活動を含め、県内中小企業の海外展開の支援を行ってきていることに加え、更には、昨年度には、県内企業の支援ニーズを把握するため、「県内企業海外展開動向調査」を実施したことは承知しております。

今後は、この調査結果を分析し、内外の経済情勢を見極めながら戦略を立てていくことが重要であると考えます。

そこで、知事にお伺いいたします。

現在の経済状況、県内企業の海外進出状況、調査結果を踏まえ、今後の海外戦略について、県としての基本的な考え方を、対象とする地域を含め、お伺いいたします。

#### コンセッション方式の導入について

次に、公共施設等の整備・運営に向けたコンセッション方式の導入について伺います。

公共施設等の老朽化に伴い、安全性の確保はもちろんのこと、その改修費用にかかる資金調達や後年度負担のあり方などが大きな課題となっております。

これまで、我が会派では、財政状況が厳しい中、あらゆる英知と手法を総動員すべきとの考え方のもと、県庁庁舎の建て替えや改修にあたって、東京駅やその周辺地区で活用された容積率移転、すなわち空中権取引の手法を検討すべきとの提案を行って参りました。

現在、首都高速道路の改修費用の調達方法として、この空中権取引の検討が開始された

とのことであります。

一方、2011年の改正PFI法の成立により、新たに、「公共施設等運営権制度」いわゆるコンセッション方式が導入されるなど、PFI事業を進めやすい環境が整備されたところであります。

この「コンセッション方式」では、公共施設の所有権を国や地方自治体に残したまま、施設運営権だけを民間事業者に譲渡するものであり、国や地方自治体は、①施設運営権の売却収入が見込まれる、②事業の採算性により施設運営費を負担することなく、民間事業者によるPFI事業が実施される、といったメリットがあり、一方、民間事業者は、民間ノウハウを活用し、自由度の高い事業運営により効率化を図り、収益拡大をもたらす、さらには、利用者にとっても、料金の値下げやサービス向上につながるといった効果が期待されています。

現在、政府部内で、PFI手法による民間資金を活用したインフラ整備事業を、今月末とめる国の成長戦略に盛り込み、今後、10年間の事業規模を、これまでの約3倍にあたる12兆円に拡大する方針を固めたとのことであります。

現在、関西空港や仙台空港などの運営権の売却や、愛知県では、道路公社の管理する有料道路について、特区を活用し具体化に向けた検討を重ねるなど、議論が活発化しております。

そこで、知事に伺います。

県としても、公共施設等の整備・運営にあたり、コンセッション方式の導入に向けた検討を進めていく必要があると考えますが、知事にお伺いいたします。

#### 【黒岩知事答弁】

まず、訪米と今後の施策展開についてです。

今回の訪米では、メリーランド州やマサチューセッツ州などの政府、大学や業界団体などに、超高齢社会を乗り越える取組を「かながわモデル」として、訴えてまいりました。

具体的には、「最先端医療や最新技術の追及」、そして、「未病を治すという考え方」、この2つのアプローチを融合することにより、「健康長寿」や「個別化医療」の実現を図ろうとすることについて、アピールしてまいりました。

ハーバード大学などで行った4回の講演への参加者を始め、多くの方々から、高い関心とともに、積極的に協力したいという力強いご意見もいただき、私たちは、正しい方向を目指しているんだということを確認いたしま

した。

そこで浮かんだアイデアが「ヘルスケア・ニューフロンティア」というプロジェクトです。今後は、この「ヘルスケア・ニューフロンティア」の実現に向けて、まずは神奈川県で全力をあげて取り組んでまいりたいと思っていますところでもあります。

次に、本県の中小企業支援に係る海外戦略についてです。

現在、世界経済は、グローバル化の進展により、さまざまなモノの生産が国境を越えて広く行われる、いわゆる国際分業体制に入っています。

本県の中小企業においても、国際的な生産体制への対応や、新興国の旺盛な需要を取り込んでいくことがますます重要となっています。

県が昨年度実施した調査では、県内中小企業が「すでに海外展開している」あるいは「今後海外展開したいと考えている」地域としては、中国が最も多く、次に、タイなどアジア諸国が上位を占めていました。

また、海外展開の進出形態では、現地での生産拠点の設置が最も多くなっています。こうした進出を希望する国としては、タイ、ベトナム、インドネシアなど、アジアの新興国があげられました。

さらに、こうした海外展開に伴う行政の支援としては、現地の法制度やリスク情報の提供、資金調達などに対するニーズが高いことが分かりました。

こうした調査結果などを踏まえ、今後の中小企業の海外展開支援については、進出ニーズが高いアジア地域を重視すること、現地での生産拠点の設置など直接進出に対する支援を強化すること、それが必要であると考えております。

そこで、今年1月に県内中小企業の海外展

開支援に関する協定を締結した民間金融機関等との連携を、今後、より一層充実させてまいります。

具体的には、今年度、民間金融機関等と連携して、国別に、進出課題等に応じた海外展開支援セミナー・相談会を県内各地域において開催いたします。また、現地での生産拠点の設置に向け、資金調達などの相談にも対応していきます。

さらに、これらの取組を現地ですっきりとフォローし、県内中小企業のアジア進出を支援するため、現在のシンガポール駐在員を含めたアジアでの体制整備について早急に検討し、ジェットロ等の関係機関と調整してまいります。

併せて、限られた資源を効果的に活用していくという観点から、海外駐在員事務所の配置全体についても検討してまいります。

最後に、公共施設等の整備・運営に向けたコンセッション方式の導入についてです。

厳しい県財政の中で、県有施設の整備や維持管理を効率的かつ効果的に実施していくため、民間の資金やノウハウを積極的に活用していくことは、大変意義のあることです。

国は、平成23年度にPFI法を改正し、国や地方自治体が所有する公共施設の運営権を民間企業等に譲渡する、いわゆる「コンセッション方式」を創設いたしました。これにより、従来からのPFIや指定管理者制度に加えて、民間の経営ノウハウを活かして施設を運営する手法が拡大されました。

この6月に、国は、各省庁や地方自治体に向けて、コンセッション方式の活用に関するガイドラインを公表したところです。このガイドラインによれば、既存施設の運営のほか、増築や大規模改修事業も含まれることとされております。

今後、老朽化している県有施設の改修や、都市公園、文化・スポーツ施設などの県民利用施設の魅力をよりいっそう高めていくことが必要であり、こうした財源の確保が課題となっています。そこで、コンセッション方式導入に伴う県のメリットや民間企業の参入可能性などを検証し、どのよ

うな施設に導入することが有効か検討してまいります。

答弁は以上です。

#### 【しきだ博昭再質問】

アジア地域での支援体制の整備について、早急に検討するとの答弁を頂いたが、具体的にどのような方向での整備を検討するつもりなのか。

また、海外駐在員事務所の配置全体についても、検討していくとのことだが、どのような方向で検討していくのか、併せて伺いたい。

#### 【黒岩知事答弁】

次にアジア地域における支援体制の整備について、それからまた、海外駐在員事務所配置についてのご質問がありました。

海外事務所全体の配置について、早急に検討しまして、関係機関と調整してまいりますけれども、アジア地域での支援体制の整備については、その方向としては、次のように考えております。

県内企業の進出数が多く、今後も進出が見込まれる中国に設置されている大連・神奈川経済貿易事務所の充実強化、そして、現在のシンガポール駐在員に加え、他のアジア地域への駐在員の派遣、などについて検討してまいります。

また、このアジアでの駐在員の活動の強化にあわせ、欧州・北米事務所については、廃止も含め、そのあり方を検討してまいります。

### ③ 県民の安全・安心の確保について

#### タンデムマス法による マス・スクリーニング検査について

質問の第三は、県民の安全・安心の確保についてであります。

まず、はじめに、タンデムマス法によるマス・スクリーニング検査について伺います。

新生児のマス・スクリーニング検査は、知らずに放置するとやがて生命にかかわるような障害が発生する可能性のある先天性の病気を、新生児のうちに発見し、障害発生を予防するための大変重要な検査であり、本県では、昭和51年からこの検査を開始しております。

また、平成23年10月からは、より多くの疾患を検査できる新たな検査方法である「タンデムマス法」を、本県は全国でも早い段階で本格導入を実施してきたところであります。

その後、他の自治体でも急速に導入が進



み、今年度中の導入を決定している自治体を含め、現時点で全国47都道府県のうち41都道府県がこの検査を導入しております。

今後は見逃しなどを防ぐために、更なる精度管理を徹底していくことが重要であると考えます。

タンデムマス法の導入時には、県議会として国に意見書を提出し、我が会派は、意見書提出のとりまとめや県への提案などの働きかけを行い、県がそれに呼応し、他の実施主体である横浜市、川崎市、相模原市と協調して事業展開を図り、早期の導入に至ったところであり、本県のタンデムマス法による検査は、県をはじめさまざまな関係機関の理解、団体の協力のもと、そして何よりも患者団体の皆様のご努力と熱意により実現してきたものと受け止めています。

そこで、知事に伺います。

新生児のマス・スクリーニング検査において、対象疾患の見逃しなどを防ぐためにも、検査精度を一定のレベルで維持することが非常に重要であり、日本をリードする立場にある先進県としても、精度管理の向上など検査体制の充実を図って行くべきと考えますが、知事にお伺いいたします。

#### 学校における体罰について

次に、学校における体罰について伺います。

昨年末に、大阪市立桜宮高校において、部活動中の「体罰」が原因で、生徒が自らの命を絶つという、決してあってはならない痛ましい事件が発生し、社会に衝撃を与えました。

最も尊重されなければならない生徒の命が失われ、未来が閉ざされたことを重く受け止めなければなりません。

こうした事態を受け、文部科学省は、「体罰」根絶に向けた「緊急調査」を全国で実施いたしました。

本県においても、調査が行われ、その結果が国に報告されるとともに、その概要が先週末に公表されたところであります。

敢えて申し上げるまでもなく、「体罰」は、学校教育法で禁止されているばかりでなく、生徒の人権を踏みにじるものであり、正当防衛などの一定の状況を除き、決して許されないものであります。

このたびの本県の調査結果においては、重篤な事案はなかったとはいえ、残念ながら、県立学校において78人、市町村立、私立をあわせると162人の「体罰」事案が報告されております。

教員の「体罰」が、生徒のいじめや暴力を助長する懸念があることを踏まえ、「体罰」

を根絶していくために、徹底した意識改革が求められているものと考えます。

また、一方で、熱心な指導を行っている教員が委縮してしまうことのないよう、生徒や保護者の理解も含め、学校全体で取り組んでいく体制の整備が必要となります。

そこで、教育長にお伺いいたします。

今回の緊急調査結果をどのように受け止めているのか。また、「体罰」根絶に向け、今後どのように取り組んでいくのか、併せてお伺いいたします。

#### 犯罪抑止対策について

次に、犯罪抑止対策について伺います。

先日、世界が注目する中、2010年に開催されたAPEC首脳会議に引き続き、第5回アフリカ開発会議が横浜で開催され、多くの成果を上げるとともに、神奈川の安全と魅力を世界に発信し、成功裏に幕を閉じました。

これは、県警察が総力を挙げて取り組んだ警備が功を奏したものと考えており、改めて、関係者の労をねぎらいたいと思います。

さて、県内の刑法犯認知件数は、平成14年に約19万件と戦後最多を記録し、昨年は約7万6,000件と約4割にまで減少したところであり、これは、県警察によるあらゆる活動に加え、県民、事業者、行政等が一体となった県民総ぐるみによる取組を強力に推進した成果であると認識しております。

とりわけ防犯カメラは、先般、アメリカで開催されたボストン・マラソンでの無差別殺傷テロ事件で、犯人検挙に大きな効果を発揮するなど、さらには犯罪予防において、大変有用であると考えております。

しかしながら、県民の身近なところで発生するひったくりや空き巣、高齢者を狙った卑劣な振り込め詐欺など、県民の不安感を増大させる犯罪は、依然として数多く発生し、その手口も悪質・巧妙化しているのが現状であります。

また、県民のニーズ調査のうち、「力を入れて取り組んでほしい分野」では、4年連続で「治安対策」が第1位となっております。

そこで、警察本部長にお伺いいたします。

この4月に着任された石川警察本部長は、治安維持の責任者としての強いリーダーシップを発揮し、県民の安全・安心の確保のため、防犯カメラの設置促進をはじめ、これまで以上に犯罪抑止対策を強力に推進されることと



藤井教育長

期待しております。今後、どのように取り組んでいくのか、警察本部長の決意をお伺いいたします。

#### 【黒岩知事答弁】

まず、タンデムマス法によるマス・スクリーニング検査についてです。

タンデムマス法は、新生児から採取した微量の血液を検査し、生命に関わる障害が発生する可能性のある先天性代謝異常の疾患を、新生児の段階で発見するものです。

本県では、全国的にも早い段階である平成23年10月から、政令3市と協調しタンデムマス法を導入しており、検査対象疾患も従来の6疾患から、現在は19疾患に拡大しています。

タンデムマス法は、1回に多くの疾患を検査できる反面、微量の検体で非常に高感度の分析を行うことから、検体の処理方法、検査機器、季節などにより測定値が変動するなどの課題が上げられています。

また、検体処理のプロセスが複雑で、効率的な検査に支障があるなどの課題もあります。

こうしたことから、最近の国のタンデムマス法に関する研究結果では、ややコスト高にはなりますが、検体処理が簡素化され、大量の検体処理に適し、精度管理を向上させる新たな検査手法も示されているところです。

今年の2月には、県医師会の先天性代謝異常対策委員会から、検査精度の確保に関する提言も出されています。

このため、今後、再検査や見逃し例を減らし、本県の新生児がより充実したマス・スクリーニング検査を受けられるよう、県としても精度管理の向上に向けた検討を行ってまいります。

#### 【藤井教育長答弁】

学校における体罰について、お尋ねがあり



石川県警本部長

犯罪や事故から県民を守る、県警察の崇高な使命の“柱”であります。

このため県警察では、地域ごとに、犯罪の発生状況・環境等をきめ細かに分析し、地域住民の要望等も踏まえて、安全・安心を脅かしている重点犯罪を指定。制服警察官によるパトロール等の街頭活動や、専務部門を含めた連続犯・常習犯の検挙活動を、戦略的に展開しております。

また、地域住民、自治体、防犯ボランティア団体等への情報発信に努め、緊密な連携による防犯パトロールなどの警戒活動や、街灯や防犯カメラの設置など防犯環境の向上に取り組んできました。

しかし、本年5月末の統計では、刑法犯認知件数は、概ね昨年並みに推移しているものの「空き巣」、「ひったくり」、「振り込め詐欺」等、県民の生活に身近な犯罪が多発傾向にあり、本年こそ、体感治安回復に向けて更なる施策を打つべき、正念場であると感じます。

中でも防犯カメラは、議員ご指摘のとおり、多くの凶悪犯罪被疑者検挙の決め手となり、連続犯罪の発生を早期に止める効果があるなど、大変重要な治安インフラであります。首都圏中枢の厳しい犯罪情勢から県民を守るために、官民が協力して、これを着実に整備する必要があります。

このため、県警察では、地域の犯罪情報の提供や、効果的な設置方法等についてのアドバイスなど、街頭防犯カメラ設置主体となる県民各層への支援を充実するとともに、県内の全市町村に対して、従来の補助制度の活用や新たな支援制度の創設について働きかけを行うなど、各警察署ごとに、管内情勢にあわせた防犯カメラの整備充実を、粘り強く推進してまいります。

着任後、2か月が経過し、多発する犯罪や事故から県民を守る、県警察の幅の広い、様々な業務の重要性を日々痛切に感じます。県民の安全と安心の確保は県政の柱でもあります。神奈川県警察は、犯罪の抑止と検挙を両輪に、職員が心を一つにして、その実現に全力で取り組んでまいります。

#### ④ 県政の重要課題について

##### 住宅供給公社について

次に、神奈川県住宅供給公社の経営計画と今後の公社のあり方について伺います。

今般、神奈川県住宅供給公社は、平成25

年度から34年度までの10年間の経営計画を策定したと承知しております。

この計画では、公社が財政的自立を図りながら公共的役割を果たし、力を合わせて「魅力ある住まい・まち・心豊かな暮らし」を再生するという経営理念のもとに、具体的な数値目標が掲げられ、このための取り組みの方向として、住宅の建替え・売却を含めた公社ストックの活用と安定的な事業運営の確立及び団地再生に資する取り組みの構築等を行うこととしております。

13,700戸余りの公的賃貸住宅を経営する事業主体である公社が、しっかりとした経営理念の基に具体的な目標を掲げて団地の再生などに取り組むことは大変重要であると考えます。

一方、公社は、この計画の推進に当たっては、公社法に基づく法人として経営を継続することが最善と考えており、これまで県と公社が目指していた平成29年度までの民営化を前提としない計画となっておりますが、この前提は県の方針に関わることであり、県と協議していくとしております。

計画策定を受け、県では今後、公社との協議に臨むことになると考えますが、昨年の第3回定例会の我が会派の代表質問において、知事は「状況によっては、公社民営化の基本方針について、再検討することもあり得る。」との考えを示されており、今回の経営計画の策定は、まさに民営化の基本方針を再検討する契機になり得るものと考えております。

そこで、知事は、この経営計画をどのように受け止めているのか、そのうえで、民営化の基本方針を含め今後の公社のあり方をどのように考えていくのかお伺いいたします。

##### 障害者雇用について

次に、障害者雇用について伺います。

私は、これまで、自らのライフワークのひとつとして、障害者福祉に取り組んで参りました。

本年4月より、企業の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、また、この制度の適用対象企業が、これまでの従業員56名以上から、50名以上の企業に拡大されました。

さらに、かつて「ハート購入法」と呼ばれていた障害者の就労施設等からの物品購入などを促進するための法律が成立し、本年4月から、いわゆる「障害者優先調達推進法」として施行されております。

昨今、こうした障害者雇用を取り巻く状況に変化が見られる中、働く意欲と能力を持つ

ました。

今回の緊急調査に基づく国への報告では、公立の小・中・高・特別支援学校で、153件の体罰事案があり、その中には、残念ながら児童生徒からの訴えにより判明したものもありました。

体罰は、学校教育法で禁止されている行為であり、決して許されるものではなく、多くの事案が確認されたことを、極めて重く受け止めております。

体罰の起こる背景には、教職員の一部に、体罰に対する認識の甘さや、体罰を厳しい指導として、正当化してしまうことなどが考えられます。

こうしたことから、教育委員会では、体罰の定義や、体罰によらない指導方法などを明らかにするガイドラインを、現在、作成しています。

今後、このガイドラインを教員研修に活用するほか、その内容を、保護者や地域スポーツ団体などにも周知し、体罰の根絶に向けた共通理解を深めるとともに、総合教育センターの相談窓口に加え、教育局内に体罰の相談窓口を新設いたします。

こうした対応により、学校・保護者・市町村と一体となって、体罰の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

##### 【石川警察本部長答弁】

「犯罪抑止対策について」お答えします。

私は、全国の警察が「国民のための警察」の確立に向け改革の努力を尽くすこの重要な時期に、神奈川県警察本部長を拝命し、大きな使命感と責任の重さを感じています。県警察の全職員と共に、士気高い組織を構築し、県内の治安維持に全力で取り組んでまいります。

中でも、議員ご指摘の「犯罪抑止対策」は、



すべての人たちに、就労機会を提供し、障害者の自立と社会参加の促進に力を尽くしていくことは、極めて重要です。

チャレンジド、すなわち障害者を納税者にしていく取り組みは、障害者に働く喜びと誇りをもたらし、子どもの将来を案じる家族に安心を与えることにつながります。また、本県においても障害者自立支援給付費等の負担金が、ここ3年間で約120億円増加している現状からも、障害者の自立と社会参加を促すことの必要性を指摘したところであります。

そこで、知事にお伺いいたします。

障害者雇用を取り巻く状況に、様々な変化がある中、障害者の自立と社会参加の実現に向け、県として、今後どのように障害者雇用を促進していこうとしているのか、伺います。

また、今年度の事業として、この秋に、障害者雇用促進に向けたフォーラムが開催されることとなり、現在、準備作業が進められているものと承知いたしております。

この秋の障害者雇用促進フォーラムの開催に向けた知事の決意と意気込みについて、あわせてお伺いいたします。

#### 政治参加の促進について

次に、政治参加の促進について伺います。“代表なくして課税なし”これは、民主主義の要諦であります。皆様ご承知のとおり、アメリカ独立戦争時のスローガンの一つで、当時、英国の植民地であった北アメリカ東部の人々は、税を課せられていながら自らの代表である議員を英国議会に送ることを許されおらず、このことを不服とし独立への気運が高まったとされています。

議会の議決により決定される税負担を受容し、様々な施策の恩恵を享受するために、自らの意思を示し、自らの代表を選出するプロセス、すなわち、選挙において一票を投じることの大切さは、この行為が義務ではなく、基本的人権のひとつに規定されていることから明らかであります。

選挙の公平性と公正さを確保していくことは、国民が等しく有する基本的人権の尊重に他なりません。

そこで、この夏の参議院選挙を控え、改めて、選挙のあり方について、とりわけ、政治参加の促進について伺います。

#### インターネット選挙運動解禁に伴う取り組みについて

まず、はじめに、インターネット選挙運動解禁に伴う取り組みについてであります。

この夏の参議院選挙から、インターネット利用者の増加やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及等に伴い、いわゆる“ネット選挙”が解禁され、有権者の立候補情報の収集をはじめ利便性の向上が期待されています。

しかし、その一方で、誹謗中傷や“なりすまし”といった問題に象徴されるように、選挙の公平性や公正さが損なわれることが危惧されています。

現在、総務省をはじめ、各都道府県選挙管理委員会等において、説明会等が開催されていることは承知しておりますが、この夏の参議院選挙には、万全の体制で臨んでいただきたいと思っております。

そこで、選挙管理委員会書記長にお伺いいたします。

夏の参議院選挙を目前に控え、インターネット選挙運動の解禁に伴い有権者の利便性の向上と運用面における課題の解消に努め、選挙の公平性と公正さを確保するために、現状どのような取り組みを行っているのか、また、今後どのような決意で臨んでいくのかお伺いいたします。

#### 成年被後見人の選挙権行使について

次に、成年被後見人の選挙権行使について伺います。

去る3月14日、東京地裁において、ダウン症で知的障害のある女性が、成年被後見人が付くと選挙権を失うと定めた公職選挙法の規定は、法の下での平等などを保障した憲法に反するとし、国に対し選挙権を有することの確認を求めた訴訟に対し、この規定を違憲と判断し、訴えを認める判決が言い渡されました。

障害者の権利を擁護するための制度である成年被後見制度が、尊重されなければならない選挙権という基本的人権を失う結果をもたらすという矛盾が解消されることとなりました。

この判決を受け、公職選挙法改正案が、去る5月27日、可決・成立し、これまで成年被後見人が付いたことで選挙権を失っていた全国約13万6400人は、この夏の参議院選挙から投票できることとなり、今後は、公正かつ円滑な制度運用に向けての取り組みが求められることとなります。

そこで、お伺いいたします。

このたびの公職選挙法改正により、成年被後見人の選挙権が回復されることに伴い、夏の参議院選挙に向け、どのように取り組んでいくのか伺います。

#### 政見放送における字幕付与について

最後に、政見放送における字幕付与について伺います。

インターネット選挙運動の解禁とともにこの夏の参議院選挙から、比例代表選挙については、政見放送への字幕付与が認められることとなりました。

この問題は、日本映画への字幕付与と同様に、聴覚障害者の皆様が長年にわたり要望活動を続けてこられたテーマであり、私もこうした声を受け、この問題を議会で採り上げ、皆様のご賛同を得ながら、国に対し意見書を提出するなど、各方面に働きかけを行ってきたことを感慨深く思い起しています。

自らの代表を選ぶための大切な判断材料である政見放送に字幕を付与することは、選挙の公平性の観点からも極めて重要であり、また、聴覚障害者のみならず、多くの有権者の利便性の向上につながるばかりでなく、参政権の行使にあたり、情報保障を担保することは、極めて、重要であります。

そこで、お伺いいたします。

この夏の参議院選挙で実施される政見放送における字幕付与について、どのように対応していくのか、伺います。

#### 【黒岩知事答弁】

次に、神奈川県住宅供給公社についてです。

県は、「住宅の供給主体としての公社の役割は終了した」との認識のもとに、平成18年1月に「公社民営化の基本方針」を定めましたが、その後、東日本大震災の発生や県の財政状況の厳しさが増すなど、環境は大きく変化しています。

こうした変化を受け、公社は、この度、経営の基本方針等を含む10箇年の経営計画を策定しました。

この計画の中で、公社は、民営化に向けた課題である「借入金の削減」や「地方住宅供給公社法の改正」、「公共的役割の確保」などへの対応について、公社法に基づく法人として経営を継続することが最善であるとの認識を示しています。

今回の計画は、公共的役割を担いながら計画的に借入金を削減することで、県の財政的関与を減らし、県民の負担を最小限にするという、公社の強い決意が示されたものであると私は受け止めています。

このため、県として、公社をめぐる状況や役割について、改めて検証する必要があると考えています。

そこで、今定例会でのご議論や外部有識者のご意見を伺いながら検証を進め、今年9月



和泉選管書記長

を目的に、「公社民営化の基本方針」の見直しを含め、今後の公社のあり方について判断してまいります。

最後に、障害者雇用についてです。

働く意志と意欲のある障害者が、働くことを通じて社会に参加し、生きがいを持って生活することは、大変重要であります。

県は、これまで、働くことを希望する障害者に対して、相談から、職場紹介、就職後の職場定着への助言までの一貫した支援と、福祉施設や障害者職業能力開発校での訓練などを行ってきました。

また、県内8か所に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、日常生活での困りごとに対する相談を含めた就業支援に取り組んでいます。

さらに、県が行う物品等の調達において、障害者の雇用に努める県内の企業等から積極的に調達する制度を設けています。

これらの取組により、県内の企業に就職している障害者数は、平成19年の8,703人から平成24年には12,059人と、この5年間で、約1.3倍となりました。一方で、近年、就職を希望する障害者が増加しているため、実際の就職率は3割程度に留まっており、より一層の就業支援が必要です。

そこで、企業を直接訪問し、障害者が担当する業務の提案などを積極的に行うため、今年度、障害者就労相談センターの職域拡大担当員を3名から5名に増員しました。また、現在、障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達方針を作成中であり、これにより、県の物品等の調達を一層推進し、障害者雇用に積極的に取り組む企業等の後押しをしていきます。

特に中小企業では、障害者雇用が進んでいないという現状がありますので、例えば、法定雇用率を達成している企業名を公表し、積

極的にPRするなど、中小企業がメリットを感じられる取組を進めてまいります。

次に、障害者雇用促進フォーラムについて、お尋ねがありました。障害者雇用についての理解促進を図るため、毎年開催してきた障害者雇用促進大会を、しきだ議員からご提案もいただきましたので、今年度は、新たに民間団体の協力のもと、規模を大幅に拡大し、開催することとしました。

私は、障害者雇用を進めていくためには、何よりも企業の理解が大切と考えており、今月7日には、私自ら経済団体を訪問し、障害者雇用の要請と、このフォーラムへの参加、協力を呼びかけてきたところ です。

フォーラムの開催をきっかけとして、障害者雇用を力強く推し進めていきたいという強い思いを持って、引き続き、しっかりと準備を進めてまいります。

私からの答弁は以上です。

#### 【和泉選挙管理委員会書記長答弁】

政治参加の促進について何点かお尋ねがありました。

まず、インターネット選挙の解禁に伴う取組についてです。

インターネット選挙運動の解禁は、有権者が候補者の情報を得る上で大きく利便性が向上するものであり、県選挙管理委員会では、国民が広く選挙に関心を持ってもらうきっかけにもなると期待しています。

一方で、インターネット選挙運動では、電子メールの利用は候補者及び政党等に限定されるなどの制約があり、有権者の利用は違法となります。

また、悪質な誹謗中傷などは許されませんので、こうしたルールが着実に守られるようにすることが必要です。

そのため、公正な選挙を行うには、候補者・政党と有権者の双方に、制度をよく理解してもらうことが何より重要です。

県選挙管理委員会では、ホームページやツイッターによる周知、立候補予定者や政党、県内市区町村選挙管理委員会に対して、制度内容を丁寧に説明してまいりました。

今後も、広報用のチラシの配布や県の広報媒体を活用するなど、あらゆる機会をとらえて周知に努めるとともに、市区町村選挙管理委員会や県警察などとも十分に連携し、公正な選挙が行われるよう全力を尽くしてまいり

ます。

次に、成年被後見人の選挙権行使についてです。

県内を所管する横浜家庭裁判所管内における成年被後見人の人数は、平成24年12月末現在で約10,800人となっています。

今回から、この方々の選挙権が回復されますので、混乱のない投票が行われることが重要であり、また、確実に本人の意思に基づく投票がなされる必要があります。

そのため、投票の際に必要な選挙人名簿への登録が正しくなされるようにすること、また、選挙権が回復されたことが本人にもわかるよう、投票所入場券が確実に送付されることが重要です。

県選挙管理委員会では、投票事務を行う市区町村選挙管理委員会に対し、会議の場でのこうした事務処理を確実に行うよう要請するとともに、選挙の管理執行上の留意事項を通知し、重ねて注意を喚起しています。

今後は、一般の方々の理解も促すため、法改正の内容をホームページや県の広報媒体など多様な方法を活用して周知するとともに、迅速な情報提供により万全な対応を図ってまいります。

最後に、政見放送における字幕付与についてです。

今回は、比例代表選挙に限定されていますが、政見放送で字幕が付与されることになりました。これにより聴覚障害者の方々だけでなく、多くの有権者にとっても利便性が向上するとともに、政党にとっても広く政見を訴える上で、メリットがあります。

県選挙管理委員会としては、是非とも新たな制度を政党に活用していただくとともに、より多くの方々に政見放送を見ていただきたいと思っています。

そのため、6月4日に開催した選挙に関する政党説明会などにおいて、今回の制度の概要や政見放送に字幕を付与するためには、政党から日本放送協会への申込が必要となることなどについて説明をし、字幕付与を促したところ です。

今後も、聴覚障害者団体を通じて、字幕付与が可能となったことをお知らせするなど、関係団体の協力も得ながら、さらに周知を図るとともに、県選挙管理委員会のホームページや街頭啓発の場などにおいても、広く周知に努めてまいります。

答弁は、以上です。

2013年(平成25年)6月13日 木曜日

神 奈 川 新 聞

県、海外事務所再編を検討

アジア増設 欧米廃止も

近年増えている県内中小企業のアジア進出の支援を強化するため、県は海外の駐在員事務所の配置見直しに着手する。アジア地域で事務所の新設を、欧米事

務所の廃止と併せて検討する。黒岩祐治知事は12日、県議会本会議で自民党の敷田博昭氏(横浜市都筑区)の代表質問に「アジア地域を重視し、生産拠点の設置など進出に対する支援を強化することが重要だ」と述べ、アジア進出の支援を強化する考えを表明した。

企業の海外展開の支援や外国企業の県内誘致を担うもので、県職員1人が日本貿易振興機構(JETRO)の嘱託員として駐在している。北米(米国・メキシコ)、欧州(英国・フランス)、東南アジア(シンガポール)の3カ所があり、中国・大連には神奈川産業振興センターが運営する事務所が設けられている。配置の見直しは、県内中

小企業の「アジアシフト」に対応するのが目的。経済成長著しいアジアへの企業進出を促すことで、現地法人と国内拠点との分業拡大も見込まれ、県内経済の活性化が期待されるとい

「限られた資源を効果的に活用するため全体を見直す」と述べ、欧州・北米の事務所は廃止も含めて検討する方針を示した。県が昨年行った調査によると、中小企業の進出希望先はタイが最も多く、ベトナム、インドネシアと続く。一方で知的財産権の問題や法制度の違いへの不安も根強く、海外事務所による情報提供や支援へのニーズが高まっている。(高本 雅通)

神 奈 川 新 聞



再整備のため県が寄付を呼び掛けている「神奈川の塔」  
＝神奈川県糸島市(県提供)

沖繩戦で犠牲になった県内出身者らを悼む「神奈川の塔」の再整備に向け、県が広く県民からの寄付を募っていることに関連し、黒岩祐治知事は12日、目標の3千万円に届かなかった場合、「県費を投入して予定していた再整備を確実に行う」との考えを示した。塔は1965年、当時の内山岩太郎知事を会長とする建設委員会が呼び掛け、約700万円の募金を集めて建立した。ここ数年、台座部分の傷みが目立つようになると、老朽化が進んでいる。県は「戦争の悲惨さを次世代に継承するため、塔の存在を広

「神奈川の塔」寄付で再整備  
目標額未達なら県費

く知ってもらい、県民ぐるみの運動にしていきたい」として、寄付を呼び掛けているが、11日現在で集まったのは約100万円。県は14年度に改修工事に取り掛かり、同年11月の追悼式に間に合わせたい、としている。12日開かれた県議会定例会で質問した敷田博昭氏(自民)は「寄付が集まらなかったら県は整備をしてくれないのでは、という懸念の声もある。ご遺族ら関係者の方々に精神的、経済的な負担が増している」と指摘。黒岩知事は「私も先頭に立って寄付金集めの努力をしたい」と述べた。(原 隆介)

